

令和3年1月6日

小・中・特別支援学校  
保護者様

三木市教育委員会

### タブレット端末の整備・活用について

日ごろから、本市教育の推進にご理解、ご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

本市においては、情報活用能力や学習効果を高めるため、1人1台のタブレット端末の配備を進めているところです。

配備するタブレット端末は、学校の学習だけでなく、家庭学習でも積極的に活用できるように準備しており、これからは新しい時代の学習道具の一つとして、タブレット端末を日常的に活用していくことをめざしています。

このタブレット端末を安全かつ効果的に活用するためには、家庭のご協力が不可欠です。次のとおり、タブレット端末活用上の諸注意をお示ししますので、お子様がタブレット端末を有効に活用できますよう、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

#### 1 タブレット端末の貸出について

- (1) 配布するタブレット端末は、三木市が所有し、児童生徒に貸し出します。
- (2) 卒業時（小学校6年生、中学校3年生）、もしくは三木市外へ転出される際には、返却していただきます。

#### 2 使用上の注意

タブレット端末の使用に当たり、児童生徒が次の注意事項を守るようご協力ください。

##### (1) 使用の制限

- ① タブレット端末は、学習以外には使用しない。
- ② 児童生徒間でのタブレット端末の貸し借りはしない。
- ③ 学校、家庭以外では使用しない。
- ④ タブレット端末を持ち帰る際は、必ず担任の許可を得る。
- ⑤ 登下校中は、タブレット端末を使用しない。

⑥ 端末の負荷を軽減させるため、写真や動画などを保存する場合は、教員の許可を得る。

⑦ コンビニ等のフリーWi-Fiには、接続しない。

⑧ アプリのインストールやダウンロードなどをしない。

## (2) 破損の予防

破損を防ぐため、次のことに気を付けさせてください。

① 紛失、盗難、破損、水濡れ等に十分気を付ける。

② 破損に繋がる不注意もしくは乱暴な使い方はしない。

## (3) 保管の仕方

ご家庭でのタブレット端末の保管は、破損や紛失等が避けられるよう、お子様と相談して決めてください。

## (4) 健康上の注意

① タブレット端末を使用する際には、姿勢に気を付け、目が画面に近づき過ぎないようにする。

② 連続して長時間使用しない。概ね30分に5分程度休憩する。

③ 就寝30分前は使用しない。

## 3 情報モラル教育の徹底

児童生徒1人1人が情報モラルを守ることが、これまで以上に求められます。学校では、カリキュラムに沿って指導します。ご家庭でも、情報モラルについての意識を高めるよう、お子様とともに日々の行動を振り返りましょう。

(1) 自分のID、パスワードを他人に教えない。

(2) 他人のID、パスワードを使って不正にログインしない。

(3) 人権意識と思いやりを持って、インターネット上でもコミュニケーションを行う。

(4) 写真や動画を撮るときは、必ず許可を得る。

(5) 他人の創作物を無許可で使用したり、コピーや保存をしない。

(6) 引用するときには、出所を明記する。

以上のルールに加え、家庭でのルールについても十分に話し合うようにしてください。

## 4 不具合や故障時の対応

タブレット端末の不具合や故障の疑いがあるときは、次のように対応してください。

(1) 故障・破損

- ① タブレット端末が故障や破損した場合には、速やかに担任に連絡してください。
- ② 使用に支障がないような軽微な破損であっても、報告をしてください。

(2) 紛失・盗難

- ① 紛失した場合は保証の対象外となるため、実費により弁償していただきます。
- ② 盗難に遭われた際には、警察へ盗難届を出し、担任にその旨を報告してください。

(3) 保証について

- ① 故障、破損の事由によっては、修理費用が発生することがあります。
- ② 修理費用の負担が発生した場合は、破損の原因により費用負担の割合を教育委員会が決定し、連絡します。
- ③ 破損の報告がない場合や報告が極端に遅れた場合は、保証の対象外となり、修理費用が発生することがあります。

5 その他

- (1) タブレット端末は、ご家庭の Wi-Fi へも接続ができます。持ち帰った際は、Wi-Fi の設定作業をお願いします。
- (2) 家庭に Wi-Fi 環境がない場合は、モバイル Wi-Fi ルーターの貸出しも行います。詳細は、別途お知らせします。
- (3) タブレット端末を破損から守るため、タブレット端末を入れるバック等をご家庭でご準備ください。安価なもので結構です。タブレットのサイズは、お子様が持ち帰った際にご確認ください。
- (4) この機会にスマートフォン等の使用ルールについて、お子様と話し合ってください。
- (5) 必要に応じて、お子様がタブレットを使ってどのような学習をしているのかを確認してください。

※ 後日、希望される保護者の皆様向けに、お子様に貸与したタブレットの操作説明や情報モラルに関する説明会を開催します。

※ ご不明な点がございましたら学校もしくは教育センター（83-2020）へお問い合わせください。